

目 次

	頁
計画の基本理念	1
第1部 道路交通の安全	2
第1章 道路交通事故のない社会を目指して	3
第2章 道路交通の安全についての目標	3
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	3
1 道路交通事故の現状	3
2 道路交通事故の見通し	4
第2節 交通安全計画における目標	5
第3章 道路交通の安全についての対策	5
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	5
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項	5
◎ 最重点	5
子どもと高齢者の安全確保	5
○ 重点	6
(1) 歩行者及び自転車利用者の安全確保	6
(2) 生活道路における安全確保	7
(3) 市民自らの意識改革等による交通安全意識の高揚	7
2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項	8
(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	8
(2) 地域が一体となった交通安全対策の推進	8
第2節 講じようとする施策	8
1 道路交通環境の整備	8
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	9
ア 生活道路における交通安全対策の推進	9
イ 通学路等における交通安全の確保	9
ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	9
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	10
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	10
ア 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進	10
イ 幹線道路における交通規制	10
ウ 重大事故の再発防止	10
エ 適切に機能分担された道路網の整備	11
オ 高速道路（九州自動車道及び東九州自動車道）等における 事故防止対策の推進	11

	頁
カ 改築等による道路交通環境の整備	1 1
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	1 2
ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	1 2
イ 幹線道路対策の推進	1 2
ウ 農道対策の推進	1 2
エ 道路交通環境整備への住民参加の促進	1 3
オ 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備	1 3
(5) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	1 3
(6) 効果的な交通規制の推進	1 3
(7) 自転車利用環境の総合的整備	1 3
(8) 災害に備えた道路交通環境の整備	1 4
ア 災害に備えた道路の整備	1 4
イ 災害発生時における交通規制	1 4
ウ 災害発生時における情報提供の充実	1 4
(9) 総合的な駐車対策の推進	1 4
ア きめ細かな駐車規制の推進	1 4
イ 駐車場等の整備	1 4
ウ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚	1 4
(10) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	1 5
ア 道路の使用及び占用の適正化等	1 5
イ 子どもの遊び場等の確保	1 5
ウ 道路法に基づく通行の禁止または制限	1 5
2 交通安全思想の普及徹底	1 5
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1 6
ア 幼児に対する交通安全教育	1 6
イ 児童・生徒に対する交通安全教育	1 7
ウ 成人に対する交通安全教育	1 7
エ 高齢者に対する交通安全教育	1 8
オ 障がい者に対する交通安全教育	1 8
カ 外国人に対する交通安全教育	1 8
(2) 効果的な交通安全教育の推進	1 9
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	1 9
ア 交通安全運動の推進	1 9
イ 横断歩行者の安全確保	1 9
ウ 自転車の安全利用の推進	1 9
エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用 の徹底	2 0
オ チャイルドシートの正しい着用の徹底	2 0
カ 反射材の普及促進	2 1

	頁
キ 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立	2 1
ク 農耕車の安全利用の推進	2 1
ケ 効果的な広報の実施	2 1
コ その他の普及啓発活動の推進	2 1
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	2 2
(5) 市民の交通安全活動への参加・協働の推進	2 2
3 安全運転の確保	2 2
(1) 運転者に対する再教育等の充実	2 3
(2) 二輪車安全運転対策の推進	2 3
(3) 高齢運転者対策の充実	2 3
ア 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用	2 3
イ 免許自主返納制度の促進	2 3
ウ 運転技能制度の導入・安全運転サポート車限定免許の導入 の周知徹底	2 3
(4) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正 しい着用の徹底	2 3
(5) 交通労働災害の防止等	2 4
(6) 道路交通に関する情報の充実	2 4
4 車両の安全性の確保	2 4
(1) 自動車の保守管理の徹底	2 4
(2) 自転車の安全性の確保	2 4
5 道路交通秩序の維持	2 4
(1) 暴走族対策の強化	2 4
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の 指導の充実	2 4
イ 暴走行為阻止のための環境整備	2 5
ウ 車両の不正改造の防止	2 5
6 救助・救急活動の充実	2 5
(1) 救助・救急体制の整備	2 5
ア 救助体制の整備・拡充	2 5
イ 多数の負傷者発生時における救助・救急体制の充実	2 5
ウ 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法 等の応急手当の普及啓発活動の促進	2 5
エ 救急救命士の養成・配置等の促進	2 6
オ 救助・救急用資機材の整備の推進	2 6
カ 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)、消防・防災ヘ リコプターによる救急業務の推進	2 6
キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	2 6
ク 高速道路等における救急業務実施体制の整備	2 6

	頁
(2) 救急医療体制の整備	26
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	26
7 被害者支援の充実と推進	27
(1) 交通事故相談活動の推進	27
(2) 交通事故被害者支援の充実強化	27
第2部 鉄道交通・踏切道における交通の安全	28
第1章 鉄道事故・踏切事故のない社会を目指して	29
第1節 鉄道事故・踏切事故の状況等	29
1 本市における鉄道の状況	29
2 近年の踏切事故の特徴	29
第2節 交通安全計画における目標	29
第2章 鉄道交通・踏切道の安全についての対策	30
第1節 講じようとする施策	30
1 鉄道交通の安全に関する知識の普及	30
2 踏切道・踏切保安設備の整備	30
(1) 踏切道の構造の改良の促進	30
(2) 踏切道の統廃合の促進	30
(3) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	30
3 救助・救急活動の充実	30